

令和7年度レセプト点検業務委託公募型企画提案競技実施要領

1 業務の目的

レセプト点検専門員の確保が困難な市町村及び国保組合を対象に、国民健康保険団体連合会が運用している「国保総合システム」で管理されているレセプトの内容点検及び縦覧点検等を実施し、保険給付の適正化を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度レセプト点検業務委託
- (2) 履行場所 宮崎県宮崎市下原町231番地1
- (3) 業務内容 別紙「レセプト点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 業者選定方法 公募型企画提案競技
- (6) 提案限度額 24,420,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

3 企画提案競技方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 公募型とする理由

契約の妥当性、公正性、透明性及び客観性を担保することに加え、本業務の遂行に高度な知識や経験が必要とされることから、より広く提案を求める必要があるため。

5 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和6年11月 1日（金）
(2) 参加申込書受付締切	令和6年11月15日（金）午後5時必着
(3) 参加資格要件確認結果通知	令和6年11月22日（金）
(4) 質問の締切	令和6年11月25日（月）正午必着
(5) 質問に対する回答	令和6年11月27日（水）までに随時
(6) 企画提案書等の提出締切	令和6年12月 4日（水）正午必着
(7) 業者プレゼンテーション	令和6年12月16日（月）～12月20日（金） ※いずれか1日で実施
(8) 審査結果通知	令和6年12月27日（金）（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6 参加資格要件

本企画提案競技に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) レセプト点検業務の事業実績があること。（過去2年以内に地方自治体、広域連合、医療保険者、都道府県国民健康保険団体連合会いずれかの受託実績等）
- (7) 次のレセプト点検委託事業内容を行える体制であること。
 - ・点検事務（単月・縦覧・横覧・突合点検）
 - ・医療と介護の給付調整
- (8) 宮崎県国民健康保険団体連合会内で点検を行う「訪問型」で、データ持ち出しが不要であること。
- (9) レセプト点検員の常時確保が出来ていること。
- (10) レセプト点検業務を行うにあたり、新たな設備（システム、サーバ等）投資を不要とすること。
- (11) 技能保持向上、コンプライアンス・個人情報保護のための社内研修体制が整っていること。また、情報セキュリティのためのISO27001（ISMS）・プライバシーマーク及びISO9001を取得していること。

7 参加申込の手続

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8581 宮崎県宮崎市下原町231番地1
宮崎県国民健康保険団体連合会 保険者支援課（本館2階）
電話 0985-25-5208
FAX 0985-31-4388
Mail sien@kokuhoren-miyazaki.or.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要（様式第2号）	
③	業務実績（様式第3号）	契約書の写しも添付すること
④	業務執行体制（様式第4号）	
⑤	誓約書（様式第5号）	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。
⑥	商業登記事項証明書又はその写し	法務局で発行する商業登記事項証明書（発行3ヶ月以内）

(3) 提出方法

持参または郵送により、7-（1）の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

令和6年11月15日（金）午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部

(6) 参加資格要件審査結果の通知

令和6年11月22日（金）までに書面にて通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 質問書（様式第6号）をメール又はFAXで、7-（1）の事務局あて送付すること。（必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。）
- ②受付期間 令和6年11月1日（金）から令和6年11月25日（月）正午まで。

(2) 回答

- ①回答方法 軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない）
- ②回答日 令和6年11月27日（水）までに随時

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては、別紙「令和7年度レセプト点検業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。
②	見積書（任意様式）	

(2) 提出方法

持参または郵送により、7-（1）の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

令和6年12月4日（水）正午必着

(4) 提出部数

- ① 正本を1部、副本を8部提出すること。
- ② 副本8部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

10 評価・選定方法

(1) 公募型企画提案競技方式により、受託候補者を1者選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ① 日程 令和6年12月16日（月）～12月20日（金）
※いずれか1日で実施
- ② 場所 宮崎県国民健康保険団体連合会（場所は別途通知）
〒880-8581 宮崎県宮崎市下原町231番地1
※Web形式（Zoom）でも対応可能
- ③ 出席者 1者2名程度
- ④ 実施時間 1者あたり、説明15分、質疑応答5分の計20分以内とする。
- ⑤ 貸出物品 机、椅子、電源、大型モニター
※上記以外の物品は参加業者が準備する

(3) 令和7年度レセプト点検業務企画提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提案内容の審査を行い、「令和7年度レセプト点検業務委託 審査基準書（非公開）」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行うことがある。

(4) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

- (5) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- (6) 各選定委員の評価点の合計点数が360点未満(600点満点)である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。なお、採点表については公表しない。
- (7) その他
 - 次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ④審査の公平性を害する行為があったと本会が認める場合など

1.1 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面にて通知する。なお、通知予定日は令和6年12月27日(金)(予定)とする。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本会のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称

1.2 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と本会の間で、委託内容及び経費等について調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎県国民健康保険団体連合会財務規則(昭和40年7月30日規則第10号)第33条の2第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第33条の2第1項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

- ①契約代金の支払は、毎月の検査合格後の支払いとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第7号)を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1.3 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、選定委員会から指示があった場合は除く。

③提出された書類は、本企画提案競技における受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、この限りではない。

④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する。

(2) その他

①本企画提案競技に係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

②参加申込書の提出後、本企画提案競技への参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。

③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

④提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。